会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第 57 回 川西市個人情報保護審議会		
事務局 (担当課)		総務部 情報政策室 内線(2332)		
開催日時		平成 28 年 12 月 15 日 18 時 30 分から 19 時 15 分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
	委 員	井上 典之(会長)、橋本 有輝(副会長)、恩地 紀代子、 梶谷 維久子、武内 秀男、林 裕美、松尾 幸惠、松隈 紀文、 丸山 敦裕、吉永 京子 以上 10 名		
出席者	実施機関	〈資産税課〉岩脇課長、富永課長補佐 〈上下水道局営業課〉西野課長、片桐主管 〈開発指導課〉篠崎まちづくり指導室長、堀内課長、角谷 〈住宅政策室〉茨木室長、飯田主管		
	事務局	大森総務部長、木村情報政策室長情報政策室副主幹 足立、情報政策室主任 越智		
傍聴の可否予定		可·不可·一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由				
会議次第		1 市長あいさつ 2 辞令交付 3 正副会長の選出について 4 審議事項 諮問第50号 宅地防災に係る固定資産税・都市計画税賦課事務における個人情報の目的外利用について 諮問第51号 空家対策に係る固定資産税・都市計画税賦課事務における個人情報の目的外利用について 諮問第52号 空家対策に係る水道開閉栓管理事務・水道使用水量検針事務における個人情報の目的外利用について		
会議結果		会長には井上委員が、 諮問案件各号についる 認める答申を得た。		員が選出された。 ∵で適切なものであると

市 長 市長挨拶 辞令交付 委員自己紹介 事務局紹介 市長退席 事務局 それではお手元のレジメに挙げております協議事項の1番目、当審議会の会長及び副会 長の選出を行ってまいりたいと存じます。川西市個人情報保護審議会規則の規定に基づ きまして、会長は本審議会の会務を総理し、また副会長は会長を補佐し、会長が欠けた場 合の職務代理を行っていただくこととなります。まずは会長の選出につきましてですが、同 規則の第3条第1項の規定により、委員の互選によりこれを定めること、とされております ので、委員の皆様にお諮りしたいと存じます。よろしくお願いします。 委 員 事務局一任 事務局 今事務局一任というお声があがりましたので、事務局のほうからご推薦させていただく形 でよろしいですか。 それでは事務局のほうからは、これまで長きにわたって審議会に関わっていただきまし て、前期の会長をお努めくださっておられます、井上委員に引き続き会長職をお引き受け いただければ大変心強く思うのですが、如何でしょうか。 異議なし 委 員 事務局 それでは会長につきましては、井上委員に会長にご就任いただきますということで、よろ しくお願いします。それでは引き続き、副会長の選出を行ってまいりたいと思います。会長 の場合と同様に、本審議会の規則により委員の互選により定めることとされておりますの で、委員の皆様にお諮りいたしたいと存じます。 会 長 先ほど会長にご推挙いただきました関係で私のほうから。 前期も私をサポートしてくれまして、副会長をしていただきました、弁護士の橋本委員に 副会長をお願いしたいと思います。彼自身は、川西市の顧問の弁護士をされておりますの で、その観点から適任ではないかと思います。どうでしょうか。 委 員 異議なし

事務局

有難うございます。それでは橋本委員に副会長に就任していただきたいと存じます。どう ぞよろしくお願いいたします。それでは、井上会長、橋本副会長におかれましては、恐れ入 りますが会長席、副会長席に移動をお願いいたします。

席移動

事務局

それでは以後の審議会の進行は、会長にお願いしたいと存じます。議事の進行の前に、 井上会長、橋本副会長にはご就任に当たりまして一言頂戴できましたらと思っております。 それではどうぞよろしくお願いいたします。

会長、副会長一言挨拶

会 長

それでは本日の議事の方を進めさせていただきたいと思います。お手元のレジメにございます通り、審議事項3番の審議事項から始めさせていただきたいと思います。本日は、開催通知において既にご案内の通り、諮問案件が3件ございます。その内容は「宅地防災に係る固定資産税都市計画税賦課事務における個人情報の目的外利用について」と、「空き家対策に係る固定資産税都市計画税賦課事務における個人情報の目的外利用について」と、「空き家対策に係る水道開閉栓管理事務、水道使用水量検針事務における個人情報の目的外利用について」でございます。これはいずれも川西市個人情報保護条例第10条1項第4号、及び第2項の規定に基づきます目的外利用及びそれに伴う本人通知の有無に関する諮問でございます。本日はこの3件につきましてご審議お願いしたいと思っております。まず審議に先立ちまして本日配布されております書類の確認等をさせていただきたいと思いますので、事務局のほうからお願いいたします。

事務局 諮問案件概要説明

会 長

それでは当該諮問案件3件につきまして実施機関より説明を受けたいと思います。その前に本日の会議の進め方でございますけれども、それぞれの諮問案件に関しまして実施機関の方から説明をまず受けて質疑の時間を取らさせていただきたいと思います。その際にご考慮いただきたいのは、今回の諮問というのは条例10条1項第4号並びに同条2項に基づきます諮問でございますので、目的外利用につきまして個人情報を利用することについての相当な理由があるかどうか、そして、本人の権利利益を侵害する恐れがあるかどうかという観点から、それがないという場合には認められる、ということで諮問を回答させていただくと同時に、2項の規定にありますように本人通知が必要かどうかということも含めてご審議を願いたいと思いますが、その点何かご質問ございますでしょうか。

では3件の諮問案件を実施機関のほうからご説明いただいてよろしいでしょうか。

委員 はい。

会 長 それではまず諮問50号のほうからお願いします。

実施機関入室

会 長

遅くなり申し訳ございませんでした。本日はお集まりいただきありがとうございます。この 審議会諮問50号個人情報の目的外利用について、51号案件のそれから空き家対策の固 定資産税、52号案件の水道開栓事務情報水道使用水量の審議をさせていただきたいと 思います。個人情報の目的外利用につきまして審議いただきたいと思いますこの件につい て、ご説明いただくということでお越しいただいたわけでございます。

簡単に実施機関の担当課から自己紹介をお願いしたいと思います。

実施機関自己紹介

会 長

どうも有難うございます。それでは、これよりご説明をお願いします。

まず、50号案件からでございますが、個人情報を保有しております諮問担当課は資産 税課でございまして、続きまして個人情報を利用にあたりましては開発指導課が所管となっ ております。諮問案件の経緯等について説明を受けたのちに質疑応答を。では、まずこの 50号案件から行いたいと思ますので、よろしくお願いします。

実施機関

あらためまして、 開発指導課の堀内です。 本来なら諮問課である資産税課が説明すると ころでございますけど、 事業を実施いたします開発指導課から説明させていただきます。

それでは、宅地造成に係る固定資産税・都市計画税賦課事務における個人情報の目的外利用についての説明をさせていただきます。ご説明に当たりましては、本諮問内容であります、資産税課の保有します課税データを、当該事務である危険宅地に係る土地所有者等への注意指導事務に利用する必要性のご説明の前に、まず当業務内容について簡単に説明させていただきます。

資料のほうは、右肩に諮問第50号資料と記載しておりますものをご覧いただけたらと思います。まず本業務は、宅地造成等規制法第16条に基づき、兵庫県下では兵庫県宅地防災推進協議会の協賛を受け、毎年5月に宅地防災月間を実施しています。宅地防災月間の目的は、梅雨季の前に県内の危険宅地の所有者、管理者、占有者、そして宅地造成の工事中または工事を休止中の事業者に対し、がけ崩れや土砂流出による災害を防止するよう注意を促すとともに、広く県民に対しても宅地防災に対する意識を普及させることであります。この宅地防災月間を実施するに当たり、資料3枚目の別紙に記載しています通り、本市においても兵庫県から依頼を受けて、川西市内においての事務を当課にて資料下方「実施の方法」のとおり行っているものであります。主な実施方法は、毎年、兵庫県が作成した宅地防災月間実施要領に基づき、関係団体であります兵庫県開発担当、川西警察署、

消防署、危機管理室、建築指導課と共に防災パトロールを実施し、危険個所を把握すると ともに、その状況に応じて、土地所有者に対して注意及び勧告を含む指導を行うというもの であります。周知の方法としましては、危険宅地の地番を調べ、法務局により登記簿謄本 を取得し、所有者名と所在を調べ、通知文書を送付するというものであります。このように 事務を進めているところですが、最近送付した宛先から返送されてくる数が増え、大変苦慮 しているところでございます。資料1の1枚目に、近年の件数として送付総数と送付件数を 記載しています。ちょっと読み上げさせていただきますと、24年度は27件送付のうち4件 が返信されましたが、25年度は27件送付して7件が返信、26年度は30件送付して7件 が返信、27年度、28年度はそれぞれ26件送付して8件が返信されてきています。このま までは、自らの土地の状況を知ることがなく土地の維持管理を行わない土地所有者等が増 え、災害時の被害が増えてしまうことにもつながりかねません。災害に対する昨今の社会 情勢を踏まえ、土地所有者が自らの土地の状況を知り、宅地防災に対する意識を高めても らう必要があることから、土地所有者等に対して確実に土地の状況を周知するためにも、 個人情報である資産税課が管理している課税データの利用提供を要望いたします。以上、 簡単ではございますが、これで説明を終わります。よろしくご審議賜りますようますようお願 いいたします。

会 長

有難うございました。それでは、これよりいまご説明いただきました50号案件について、 質疑に入りたいと思います。各委員の皆さんよりご質問等ございましたらお願いします。

委 員

今説明いただいた中で、悪地でがけ崩れ等未然に防止したいと、そういった中で、そういう通知を所有者に通知をされてるんですね。実際近年の件数から見ると、返信件数もかなり多いと。そういったところをもれなく通知を出していきたい、というところに対して、私はいいと思うんです。そういった中でちょっとお聞きしたいのは返信の件数なんですが、まず送付されて宛名がそのまま返ってくると、ということは所有者が変わられる前の方に出せればいいんだけど、実際変わったあととの食い違いがあって、その届用紙が届かないということでやはり返送されてくるということなんですか。

実施機関

よろしいでしょうか。土地登記簿は送付前に必ず最新のものを取り寄せておりますので、 所有権が変わっているものではないと思われます。ただ届いていたものが届かなくなったと いうことは、それまで住まわれていた方が別のところへ引っ越されたとか、そういったことを 想定しております。

委 員

仮にですよ。発信されて普通であれば一年以内であれば、別に変ったところに届けられるわけですね。それを超えてしまってるわけですか。

実施機関

おそらく超えてしまっていると思います。

	審 議 経 過 (No.5)
委員	それで件数がやはり増えていると。
実施機関	若し〈は、郵便局で申請されていない場合もあります。 高齢になって息子さんのところへ
	住まわれているとかなどを想定しています。
委員	施設に入られているとかいうような点もあると。
実施機関	それも、はい。
委員	今回提案されている、資産税課が管理している課税データに基づいて発送することで、
	漏れな〈届けられるということで、この返信件数も減るであろうということですか。
実施機関	はい。
委員	分かりました。
会 長	他に何かございますでしょうか。
委員	この返信件数のほうなんですけど、年を追うごとに増えていっておりますが、平成24年
	度の返信件数4件に対し25年度は7件というのは、4件は前年の4件に加えて3件増えたということでしょうか。
実施機関	それで結構です。
委員	返信件数は、前年度に返信になった分が、新たに翌年度は届いたということはないんですか。
実施機関	はい。ないです。
委員	だから、どんどんこれは増えるしかないと。
実施機関	はい。
会 長	他にございますでしょうか。
会 長	資産税課さんのほうで保管されているデータで、これは多分、税金徴収のために送られ

てるんだと思いますけど、それは届いてるんですか。

実施機関

はい、一定我々も返戻納通というのは毎年出てくるんですけど、こちらのほうは我々税職員として強い権限のもとで、異動した住民票でございますとか、あと近所への聞き込みであるとか、市内にいらっしゃる親類縁者の方とか、そういった方にまであたって納付書のほうの送り先を何とか突き止めてはおりますので、我々は件数的にも5万とか6万という数字ですけど、それに対して、ほぼ数十件程度、数十件と言ったらおかしいですね、20~30件程度ですけど、行き先が分からないのは生じますけど、ほぼ滞納の方のほとんどがお手元に届いているような状況です。

会 長

他に何かございますでしょうか。

委 員

この送付件数というのは、危険宅地だというふうに認定されているものという理解でよろ しいのでしょうか。

実施機関

はい。

委員

そこでいう、その危険宅地というのはどういうレベルのものなんでしょうか。

つまり、かなり近々のものなのか、それとも抽象的な危険にとどまるのか、色んなグラデーションがあるのじゃないかなって予想しているんですけど、どういったレベルの危険ということなんでしょうか。

実施機関

はい、もうすぐにも崩れそうというものについては応急対策が必要なんですけど、応急対策の必要はないけれど擁壁に少しひびが入っているとか、そういったものを見て、これはもう放置はできないなと、客観的な我々が見た基準で送らせてもらっています。

委 員

そうすれば、ひびが入っているとか、何か具体的な兆候があるということですね。

実施機関

はい。

委員

かしこまりました。

会 長

他に何かございますでしょうか。

委 員

単純な意見ですけど、その所有者の方々に発送される場合に、実際にあなた方も、警察 も、いろんなところと一緒に回られて写真撮られて、そういった状況も一緒に送付されてる わけですか。

実施機関

写真までは送らせていただいてないです。

通知の文書だけを送らせていただいております。

委員 文書だけですか。

実施機関はい。

委 員 実際、その被害の程度とか危険的な要素があるようであれば、そういう写真も写されて 送付されるということがどうかなと思ってね。

実施機関 書面のほうには、がけが崩れそうですとか、擁壁にひびが入っておりますとかいうようなもの、その状況を少し記載させていただいております。写真を確かに付ければ効果的かなといま感じましたが、少し検討させていただいて、着いてるのになかなか返事がないと皆さんそうなんですけど、そういう方が多いんですけど、ちょっと検討させていただければと思います。

会 長 それ、写真撮れるんですか。

写真を撮ることが実は個人情報だとかの問題発生しますよね。

実施機関そういった状況もありますんで。

会長それ自体が個人情報の問題になってくる気がしますけど。

委員所有者の方は(状況が)分からないわね。実際。

実施機関 分かってる方と分かられてない方とがいます。

委 員 分かってない方が何らかの形で分かるような方法を検討加えて〈れればなと。

実施機関併せて検討、考えさせていただきます。

会 長 26件中8件届いてないということは、ほぼ三人に一人届いてないところですのでね。 適切な方法があればということでと思いますが。

他に何かございますでしょうか。

委 員 今回、この固定資産税課の情報を活用されることとなった場合に、この返信件数はどれ くらい減りそうだと見込がありますか。

実施機関できれば全て返信されないかなと。全部届くのではないかなと期待しています。

委員 ありがとうございます。

委 員

これ、質問というよりちょっとした意見のようなものなんですけど、先ほど来お話伺っていると確かにちゃんと返信されずに届けたほうが良いのかなという気がするんですね。それは先ほどの私の質問とも関わるんですけど、そういったひびが入ってるとか具体的な危険とかに基づいて、それについて早急に対策してくださいということであるならば、パッと見26分の8というのは多いのか少ないのかというのはよく分からないなというところもあるんですけど、ただそこで正直危険みたいなものを考えた場合には、やはり確実に届くほうがいいんだろうと考えてるんですね。他方で資料のところに出てくる結論の下から3行のところをみていくと、土地所有者等に自らの土地の状況を知り宅地防災に対する意識を深めてもらう必要があるとか、土地所有者等に対して確実に土地の状況を周知するためという、このあたりの目的のニュアンスが、どうも今この場で私が感じ取っている感覚よりも柔らかいというか、ここだけ読むと、そこまで無理しなくてもでもいいんじゃないのかという気がチョットするので、その若干のずれみたいなのはなぜなのでしょうというところなんですね。

非常に今回の目的外利用、課税データを目的外利用したいという理由づけとしては、もっと先ほどのおっしゃっていただいたような、生々しい理由づけのほうが良いかなということを思っているという、そんな意見です。

会長届かないものが、届くようになるように。

委員しかもその届かせる必要性というのがきっとこの・・・。

会 長 (資料の)ここにあること。

委 員 たぶん危険に対処していただきたい、だから勧告もするということだと思うんですけど、 宅地防災に対する意識を高めてもらうというのはすごく。

会長加象的な意味ですね。

委

もれなく注意指導を行うためには、個人情報の利用が必要だと、こちらのほうにはそうなってますので、諮問書の別紙にもそうなっておりますので、そこをもうすこし柔らかくいうとこっちなんでしょうね。

危ない土地なんだから気を付けんかいというためには、ちゃんとどこにおるのかを知って おかないといけない。

員 特に所有者だけの被害に留まればいいんだけど、それに端を発して二次災害とか他の 人に被害を及ぼす可能性があるならば、やはり強い言葉でぱっと投げかけたほうがいいと 思いますね。 委 員 やはりあまり文章が柔らかいと、相手は「もういいやん」となりますね。 危険だから必要とか、強い言葉が必要じゃないかと、私、思いますけどね。

会 長 通知文にだったらそういうことが、法令上こうなっていることで書かれるんだと思うんです けどね。

実施機関 段階的に通知を送って勧告を送って、本当に危ないような場合は命令と、段階的に文章 の内容きつくなるような対応をしています。

会 長 他に何かございますでしょうか。

委員 私、土地家屋調査士をしていまして、業務上のところで感じるんですけど、民地でありながら道路に提供しているところがあると思うんですけど、そういう部分の崖地であったり、民地の道路、民間所有の道路の部分なんかは、結構、市に渡してしまったという感覚で全然相続を考えていらっしゃらない方とか、その部分に関しても税務課のほうで追っかけはできているんでしょうか。

はい、固定資産に関しては課税に際しての現況で判断しますので、民地内道路であっても、それがいわゆる公衆用道路の形態であれば、これは非課税でございます。

ですので、その所有者の方が道路の部分だけを所有している場合でしたら、お届けする必要がございませんので、納付書は送りませんから、これについては当然、居所等の調査は行いません。しかし、特に民地内道路を持ってる場合でしたら、それに当然付随して引っ付いてくる宅地部分がございますので、そのケースの大半は、ほぼ宅地部分に係る税額がございますので、それに対しても、一定こういった返戻分が生じた場合は、返戻調査を行ってるのが現状です。

会 長 他にございますでしょうか

実施機関

委

実施機関

員

本人通知の有無のところですけど、理由として「本人が知りうるものであり、個別に本人通知の必要性がない」と書いてあるんですけど、これはこの通知を出した時には資産税課から居所等について情報提供受けたってことも記載するってことですか。

今のところは、考えておりません。必要に応じてそれを記載するのは考えていってもいい かとは思うんですけど、現時点では考えてない状態です

委 員 理由として書いているこの言葉の意味をもうちょっと詳しく。

実施機関この結論のところですか。

会 長

別紙、本人通知の部分、通知が届くから当然そこから仕入れたデータやというのが分かるという。登記簿基本台帳に載ってる住所と違うところに出してきて着いてるんだから、違うところからデータが渡されてるんだなというのは、本人が分かるという趣旨で本人通知はしないんですか。

実施機関

おっしゃるとおりでございまして、あくまでも危険なところであるということを本人に通知することがメインでして、その情報を何処どこから入れたということは記載する必要記載するものでもないのかなというように今考えています。

委 員

会長に聞きたいんですが、このような場合に本人に通知をする、しないというような事例 はご存知ですか。

会 長

普通は言いますよ。どこからデータを仕入れたかっていうのを。通知文が着いて、多分税金のほうからのデータでいったんかなって想像はしますけども、それ目的外利用違うかっていうのが本人のほうで思われる方がおると、なんでって話になってくるんで、だいたい最後の下にこの住所はというのを一文つけるというのはある。それが本人通知と言えるのかどうかってなりますけど。そこのところは付けておいていただくほうが、それを本人通知というのかどうかっていうのは別にして、その一文は自分たちの持ってたデータとは違うところからもらったデータで送ってますよということは、本人に知らせなきゃならないんじゃないかというふうに一般には考えられてると思うんですね。

実施機関

はい、それにつきましては、また記載の文案考えて記載する方向で考えていきたいと思います。

会 長

他に何か。

委 員

今回のこの情報の開示がなされるようになったとします。

通知をしないといけない案件が新たに出てきた際にですね。まず最初は従来のとおりの 登記簿等の調査をしてその登記住所に送って、送ったが返信になったものに対して初めて 情報を開示して協議して再通知するような形の段取りを考えているのか、もう最初からこち らの情報を利用してしまうのかというところをちょっと聞きたいです。

会 長

基本は返信されたものについてのデータをもらうってことですよね。

実施機関

はい、そのように考えております。

会 長

最初から聞くってことではないですね。

実施機関

はい。

委 員

はい、ありがとうございます。

会 長

他に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは50号案件一旦ここで止めておきましょう。

また後程、何かあれば、お願いいたします。

それでは、51号案件と52号案件の「空家対策に係る固定資産税・都市計画税賦課事務における個人情報の目的外利用について」と「空家対策に係る水道開閉栓管理事務・水道使用水量検針事務における個人情報の目的外利用について」に関しまして、まとめて実施機関からご説明を頂きたいと思います。

実施機関

それでは諮問第51号、第52号について、まとめてご説明させていただきます。空き家等対策推進家屋特別措置法というのは平成27年2月26日に施行されました。本日はその法律の施行に伴い生じました、空き家等の対策における個人情報の目的外利用についてご審議賜りたいと思います。

市内の空き家等の現状につきましては、少子高齢化等で今後人口が減少していく中、空 き家等は増加傾向でございまして、同法及び基本方針ではおおむね一年以上居住、その 他の使用がなされていない建築物又はこれに付随する工作物を空き家等と定義しまして、 その中で適切に管理が行われず、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に悪影響を 及ぼす恐れのある空き家等につきまして、市から所有者等に対して適切な管理を促すため の情報の提供や助言、その他の必要な援助を行うこととしております。管理が不適切な空 き家等で相談が多いのは、空き家の庭木や雑草が繁茂していることに起因する近隣住宅 への影響や有害鳥獣の住み着きや衛生景観や防災面で心配しているという相談がとても 多く、市といたしましては職員が一度現地確認いたしまして、空き家等の現状把握をいたし ます。具体的な管理不適切空き家の対応の流れとしましては資料1のフロー図をご覧いた だきますでしょうか。 資料1に示します空き家等に対する概要のフロー図の二重枠について は、現在法律に基づき対応している内容であります。一重枠につきましては現在作成中で あります空き家対策基本方針で策定していますが、それで整理していこうという内容になっ ています。フロー図の一番上の二重枠ですが、被害者と加害者という関係から、まず近隣 住民によるトラブルとして、地域住民または自治会等の協力を得ながら、基本的には地域 での民事解決を促すということにしております。それでも連絡先が判明しない場合や、相手 に連絡しても何ら反応してもらえない場合については、市で対応するということにしていま す。法10条による所有者の調査を税務部局等へ行い、その情報に基づき、法12条により 所有者等へ空き家等の適切な管理を促すための文書を送付するという形になってございま す。ここまでが、現在対応している業務内容でございまして、今後につきましてはそのまま 改良されていない空き家で、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれの あるものや、著しく衛生上有害となるおそれのあるもの、または適切な管理が行われてい

ないことにより著しく景観を損なっているものなどを特定空き家等として判断した場合、所有者に対して除却、修繕、立竹木の伐採その他周辺の環境保全を図るための必要な措置を取るよう助言または、指導を行い、それでも改善されない場合には勧告、命令を行い、最終的には行政代執行という形を行うというものです。法律の趣旨に基づいた形で事務を進める予定としております。このように空き家等の対策を実施する上で、適切に管理が行われていない空き家等の所有者等に対して適切な管理を促す必要があり、その際所有者を確認するために、登記情報からの関係者の住民票情報または戸籍謄本の調査だけでは所有者等が確認できず、そのまま放置されることが懸念されますことから、納税通知書等の発送先の情報を利用することで、納税者の居所等を確認し、所有者等に対して、空き家等の的確な維持管理を促すための情報の提供や指導等を行うことができるということです。

また、空き家等の確認を行う際、一番最初のほうに定義を申しあげましたが、水道の開閉栓情報から使用状況を確認することで、おおむね1年以上空き家であるかどうかの確認ができますので、そのほか所有者を特定する際の情報として利用することができるということでございます。最後に資料2の参考としまして、空き家対策の推進に係る特別措置法の条文を添付させていただいておりますのでご参照ください。説明は以上です。

会 長

ありがとうございました。委員の皆様方からご質問いただきたいんですが、その前に一つこの法律の10条で「市町村町は固定資産税課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって、氏名その他の空き家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度においてその保有にあたって特定された利用目的以外の目的で利用することができる」というこの規定があるんですが、ということは目的外利用について法令上の根拠があるという話になるんですか。

実施機関

一定、会長ご指摘のとおり、これをひとつの条例上でございます明示の規定であるという ふうに確かに我々解釈できるところなんです。ただし、いずれにしましてもこの空き家対策 は、そこそこタイムリーなニュースでして、これから数が出てくるにあたりまして、そういう住所あるいは氏名を含めた情報がこの法律を施行するための範疇のものにあるかといったような、具体的なルールをきちっと持っておくべきじゃないかというふうな思いのもとで、慎重 を期すというふうなところございますけども、今回改めてこの諮問としてあげさせていただいたところでございます。

会 長

分かりました。他の何かご質問ございますでしょうか。

委 員

この後も同じように、この類似の案件がここ(審議会)にかかってくるということなんですか。

実施機関

少しその点については、我々の業務の上でこういった今回はこの特措法の規定について法解釈を行ったというようなところではあるんですけど、いわゆるこれ文言上はできるという

規定ですので、一定照会をすることができるというぶんについてはこれまでも審議会にお願いしてそこについて解除の答申をいただいてきたところなんですけど、こういった利用することができるという文については、一定のなかでは、もうそれは明示の規定だというふうに解釈してもいいとは個人的には思うんですけど、いずれにしましても法解釈の面になってまいりますとどうしてもそのあたり不安な部分ございますのでその点については今後も審議会でいったんご報告になるか諮問になるかあれですけど、お伺いを立てていこうと考えています。

会 長

他にいかがでしょうか。

委 員

岩脇さんにお聞きしたいんだけど、いま提供の目的のところに書かれてる内容の通りだと思います。特に我が地域でも、関係ないものもあるかもわかりませんが、昨年度の空き地と空き家と調べたら100件以上あるんですね。おひとりで年配の方がお住まいされていてね、やはりやむを得なく施設に入られておられる方も近辺で見受けられます。確かに空き家になってるんだけど、1年以上空き家になっていても家族の方がたまに月に何回か家に来られてちょっと点検されたり、そういったことされてるところもあるように聞いてます。そういったとこは今回のところから適用除外というふうになるんですか。

実施機関

私のほうからお答えさせていただきます。定期的に管理のためお越しになってる。 お越しなられて入られてる分にございましては、それは不適切な空き家という位置づけに はなっていないというように、我々考えてございます。

委 員

そういう場合の情報というのはどういう形で、地域の自治会とかそちらの方に確認されるか。それとも、そこのお住まいの近隣の方に確認されて、適切に家族の方が管理されてるな、というふうになってしまうわけですか。

実施機関

まずそもそもなんですけど、我々のほうに情報届きますのは、適切に管理されていましたら問題生じておりませんので、空き家イコール連絡が入るというような形ではないです。それは、ましてなんらか支障が来していて又は連絡が取れない、改善が進まない、そういったケースが我々のほうに相談寄せられますので、そういったときは従来連絡取られていた方が何らかの形で連絡が取れない、もしくは対処できないような状況起きている可能性ありますので、そういった場合に我々が動くというような形になります。

委 員

分かりました。

会 長

他に何か。

委 員

52号のほうの、閉開栓管理事務使用水量検針事務の情報が、この該当する空き家と思

われるところが空き家の状況にあるかどうかを確認するだけのことなんでしょうか、それとも こちらから所有されている個人情報も利用するのか。というのは、固定資産税課が持って いる情報と、水道が持っておられる情報というのは、違った情報を持っていることがあり得 るんでしょうか。

実施機関

水道の開栓、閉栓の連絡につきましては、必ずしも税と連携を取っておりませんので、一致する方が多いと思いますけど、場合によっては相違があってお互いの情報を照らし合わせて特定ができるといった状況というのは当然考えうるのかなと考えています。

委 員

ということは、水道のほうの情報も空き家になってるかどうかだけの確認だけではなくって、追跡するための情報としても利用されるということ。

実施機関

はい。

会 長

他に何かございますでしょうか。

会 長

これも同じように本人通知の問題については、法10条に基づきとするのかは別にしまして、上下水道局からもらった情報であるとか、資産税課から入手した情報であるというのは明示しておく必要があるとは思います。

実施機関

そのように書かせていただきます。

委 員

情報提供を受けるのは、調べたけど分からないといった人についてだけ、情報提供を受けるということですか。

実施機関

はい、基本的には登記情報で基にたどっていくというのが原則でございます。

委 員

本人通知に関しては、私も通知する方向でいくのが普通だと思うんですけど、川西の条例のほうによると、どうやら法令の規定に基づいて、明示の指示による目的外利用、情報提供ということに関しては本人通知はいらない。ただ、先ほどの話からいくと、やはり審議会にかけたほうがいいというスタンスでいくと、やはり通知したほうがいいと思うんですね。

会 長

他に何かございますでしょうか。

実施機関の方から何か付随的な意見等ございますでしょうか。

委員の皆さんから確認しておきたいなということがらがあればお願いします。

委 員

確認しておきたいんですけど、先ほどの説明の中でこのフロー図の説明の中で、今後の 流れまで説明されたんですけど、指導から勧告から命令まで聞かない場合においては、行 政代執行しますというような話もあったように聞いたんですけど、そこまでいく考え方は、お 持ちなんですか。

実施機関

はい、当然。そういう物件がでてきましたら、法に基づいてという対応をするということで 考えております。なかなか例は少ないでしょうが。

委 員

大変だと思いますけどね。

実施機関

おそらく。

委 員

そこまでの決意をお持ちだと。

実施機関

当然やらせてもらいます。ですが、かなりハードルは高いですけどね。

もう倒壊の恐れがある、もう風が吹いたらこけるぞ、というとこまでひっぱりますので、基本的分かりやす〈言うとですよ。

細かく説明したらいろいろあるんですけど、かなり危ないと、すぐ倒れるぞという状況でしたら、そこまでやらざるを得ないというか、やらなければならないという形でございます。

会 長

他に。

委 員

岩脇さんに(お聞きします)。先ほどの空き家特措法ですね。10条3項の「関係する地方公共団体の長・・・」のところの規定も法律の解釈上の疑義があって、心配だから審議会に諮るという感じですか。

実施機関

すみません。もう一度、規定のほうを。

委 員

10条3項ですね。水道開栓のほうですけど、水道の使用状況とか、使用可能な状況にあるかどうかという情報提供を求めることができるかという、10条3項の「この法律の施行のため必要と認めるときは地方公共団体の長等に対して情報提供を求めることができる」と、こういった条文がありますけど、法律ではなくて条例のほうで。

実施機関

いえ、ちょっと先ほど申し上げたんですけども、基本こういった法令の中でも、情報の提供を求めることができるという規定につきましては、すべて諮問事項というふうに考えています。ただし、10条1項のほうで内部で利用することができるというのは、言葉尻としては、いわゆるできる規定ではありますけれど、そのあたりについては利用することができるというふうな内容であれば、これは明示の規定であるという判断もできるのかなという思いもございます。

委 員

すると、個人情報審議会で目的外使用の許可を得なければいけないかどうかという疑義があったので、空き家特措法で、この10条という条文が規定されたという流れではないんですか。

実施機関

そのようには把握しております。まずはここまで明記することで、一定空き家対策については積極的に我々市のほうが動けるようにという趣旨で、だということは理解してるんですけど、そのあたり少し慎重に慎重を重ねるという思いではありますけど、1項と3項についてはそういように捉え方としてはちょっと違うように感じております。

委 員

これについてはそういう感じで。

実施機関

はい、そういう感じです。

会 長

他に。

委 員

この空き家の分に関しても、宅地の51号の分にも関連するんですけど、昨今集中豪雨というか天災的なものが突然大きなことが起きることが多いんですけども、これはあくまでも未然に防ぐために通知をしますよ、ということになってますけど、これは実際に予想していなかったもの、場所が緊急を要して手を加えなあかん、市のほうとしても何らかの処置を施さなきゃいけないという状況になった時は、そこから登記情報調べてどうこうというのもタイムラグがあったりするんで無意味なことになってしまうんじゃないかと、そういう時はこういうところを通さず・・・。

会 長

それはたぶん、もう災害対策基本法のほうで規定されてるんで、こちらの問題とは別の問題で、

委 員

分かりました。

会 長

法律で規定はあるはずです。大規模自然災害とかの規定でおいたはずです。 私、国のほうの専門部会委員になっていましたので。

他に何かございますでしょうか。

では、50号案件のほうに、もう一回戻って、そちらのほうもよろしいでしょうか。 特にないようでしたら、実施機関の皆さま方、ありがとうございました。

実施機関退室

会 長

それでは3つの諮問案件にかかりまして、目的外利用についての審議をここでお願いし

たいと思います。まず50号案件、いわゆる宅地防災に係る固定資産税、都市計画税課が持っている個人情報を目的外利用についてですが、この件に関しまして目的外利用を認めるという判断をするためには、目的外利用するのに相当な理由があり、かつ本人の利益を不当に害するおそれがないという判断が必要になって〈ると思いますけど、これに関しましてご意見等ございましたらお願いします。

委 員

私自身は、この審議会の経験が少ないので、お伺いしたいんですけど、先ほどの実施機関の説明の中で、「こういう場合に目的外利用をします」と、例えば最初の話50号なら返信の話だったんですけど、諮問の内容には特に記載はない。

そういう時に我々が目的外利用をいいですよと・・・。

会 長

それについては、こちらで条件付けるんですよね。

だから返信されてきたものに限りということと、後でこのあと本人通知の部分もあるんですけど、先ほど言ったように「資産税課から得た情報に基づき送付させていただきます」という一言はつけるということは、こちらのほうで意見として諮問の回答、答申に付けることはできます。

委 員

そういう条件が相当だと思いますということですね。

会 長

ということで今回の目的外利用につきましては、先ほど述べましたような返信されてきたものについてのみ目的外利用を認めるということと、資産税課のほうから得た情報で送付させてもらうという一文を付けるようにという意見を付したうえで答申をさせていただき、目的外利用を認めるという形でよろしいでしょうか。

委員

はい。

会 長

どうもありがとうございました。では続きまして51号・52号案件。

今度は空き家の話でございますが、これにつきましても同じような話だと思うんです。ここの中にも全て空き家対策で戻ってきたもののみとの制限がついてるわけではないので、目的外利用が認められる場合というのは、通知したけど所有者に届かなかったものに限定したうえで、上下水道営業課であったり、あるいは資産税課であったりというところから得た情報であるとのを付記したうえで目的外利用を認めるという、そういう意見を付記したうえでの答申でよろしいでしょうか。

委 員

通知を出すということでしたか?

会 長

事前通知ではなくて、51号・52号は通知を出すということですよね。

事 務 局	そうですね。空き家の通報があった住居について、連絡がつかないお家に固定資産税
	の台帳の情報を基に連絡を送るという流れの話になっています。
会 長	連絡を送るということですか。
	それ、書類なのか口頭なのか、さっきの流れでいくとどうも。
委 員	5 1号はもう通知と。
会 長	書面で送ったり、電話を掛けたりですかね。
委 員	調査であったり、所有者が明らかでない場合。
会 長	という形で限定するということですね。
	住宅政策室のほうで調査のうえ、居所不明に限りという限定を付すということで、「すべて
	ここからもらっていいよ」というわけではないという形の・・・。
事務局	基本的には、まず登記簿の公開情報でやって、それで送って返ってきたら、税の情報を
	使うという順番になると思います。
委員	川西市の空き家対策協議会、こちらの民間の方は、どういう方がされていますか。
	未だ立ち上がっていないので。
事務局	木に立ち上かっていないので。
会 長	これは特定空き家認定のための協議会ですよね。
	こ1 いは1寸足工で 冬恥足のための 励成去 こ す よ 1 は。
事務局	 まだ、そこまで進んでいないようです。
- 30 1-0	SICK COS CEIN CV ISV IS J C J .
委員	 猪名川町のほうの空き家対策協議会には、不動産業者が入っているようなお話を聞くん
	ですね。その方が大丈夫だとは思うんですけどね。協議会に出ていることで情報を得て、リ
	ンクして、自分の業務に生かしてしまうということの恐れがないのかと。
事務局	たぶん協議会で審議をするときに、所有者の名前とか住所というのは必要ないかなと、
	この場所に管理されていない空き家があるとかですね。
会 長	おそらく、そうだと思います。
委 員	これ、まだ立ち上がってないんでしょ。

		一
会	長	今後、これを立ち上げるという話ですから。
会	長	51号及び52号案件についても、登記簿台帳等で事前調査で所有者不明の場合に限りという限定を付けた上での目的外利用を認めるということで。
委	員	すみません一点。52号案件の水道のほうですけど、1年以上の空き家であるかどうかの確認っていうのが目的に入っていて、それって要は所有者の居所が分かる分からないという話と違いますね。
会	튽	また違う話ですね、これは1年以上という水を使ってるか、使ってないかというところを確認するためにチェックするんですよね。
事務	局	むしろ空き家であるかどうかの確認のためですね。
委	員	所有者等の調査云々の限定の話と、ここだけはなにか別なのかなっていうのがあって。
会	長	それでも、所有者等を特定するためにということで使うんですね。やっぱり。
委	員	「にも」ということですね。本当に空き家なのかというのを確認するためというのと、あとは 契約者情報を基に、いわゆる使ってる人を特定するためと、両方の意味があるんだと思う んですね。
委	員	別のところに住んでいて、たまにその家を使ってるというんだったら空き家ではないですね。
委	員	空き家じゃないという形になるんでしょうね
委	員	所有者の住所も居所も分かってるけど、空き家かどうかに関しては使用水量という情報がないと分からないというんでは、やっぱりちょっと質が違いますね。
会	長	51号はたぶん50号と同じパターンですよね。52号のほうは、おそらく1年以上空き家であることの確認という点ですから。
委	員	空き家であることの確認があって初めてどうにかしてくださいと、連絡先情報を取り寄せるということですね。というと順序からいうとむしろ52号案件のほうから先に問題になってくるということなんですね。その質が違うのではないのかということとの関連なんですけど、本人通知の方法という点でもその質の違いというのが影響があるのかないのかというの、少しご意見を伺いたいところがあるんですね。というのは、さきほどの50号案件や51号案件

の場合には、特に50号案件なんてそうだと思うんですけど、課税データを目的外利用しますよということを敢えてわざわざ最初に通知して、それに基づいて土砂災害とか、そういうのにならんよう気を付けてくださいねというところでも、課税データを基にお宅分かりましたとやることは、課税データの目的外利用の利用目的というのは極めて限定的であるので、そういう二度手間というのは行政コストをかけるばかりなので、むしろ最後に一言付ければよいということで、ある程度説明がつくと思うんです。それに対してここの・・・。

会長・水道データね。

委員 はい、空き家であるかどうかを調べるために水道メーターを見させていただくっていうのは、ちょっと質が違うのかなと思うんです。ひょっとして、事前の本人通知があったほうがいいのかなどうかというところなんです。

会 長 そこらへん難しい話ですね。空き家のように見えている家があって、そこの水道利用者に対して使いますよということを言ったうえで、もう一回使ってやっぱり空き家やったからという 通知を出す、なんとなくこれ、行政コストが同じような話じゃないかという気がするんです。 川西市の水道契約を結んでる全ての利用者に対して、あなたのデータは空き家になった

川西市の水道契約を結んでる全ての利用者に対して、あなたのデータは空き家になった時、こういうように使いますよと、これを流すならばそうかもですけど。これはそういうわけではなくて、空き家ではないかというのがある程度特定されていて、それが本当に空き家なのかを確認するためのものだから、事前にあなたのデータを空き家かどうかを確認するために、こちらに渡しますよと言って渡されたほうが空き家だったというので、空き家ですよという。

委員 空き家じゃないパターンもあるんですよね。

会 長 逆にいうと、水道データを見て使われていたら空き家じゃないということですから、その空 き家の問題についての通知は行かないんですよね。

委 員 そうですね。通知がいかなければ、目的外利用について知る機会がない。

会 長 ただ恐らく隣の家から空き家のような家があって、そこから木が、わっとこっちに流れてき たという紛争の時には言わないといけないんですよね。

委員 そういうようなことが多いんですよね。市のほうに。

事 務 局 通常は、会長おっしゃるように、木がわっと生えてきて自分の家に掛かってきたと苦情が 来ると、当然、隣の家の方なので、1年以上住んでるか、住んでいないかというのは、それ は必然的に分かるだろうと想定は出来ますけどね。

		H3W N2 (***********************************
委	員	こう考えるのはどうですかね。元々何回かおっしゃっていただいたかと思うんですけど、 本来的には法令に基づいて行うものなので・・・。
会	長	ここでやる必要はない・・・。
委	員	本人通知というのは、本来は条例的にはなくてもいいと。ただ、より条例の趣旨を生かす 形で運用としては、空き家ですよということをいうタイミングで、先ほどと同じように付記する という制度運用をしていこうと決めましたということなら、特に条例にも違反しないしというよ うに考えられるのかなという気はするんですね。
委	員	水道だけでなくて、その他の者に対しても聞けるわけですよね。民間の電気屋さんにも 聞けるんですよね。おかしいですね。それをもらったと伝えると決めるんですか。
会	長	電気屋さんにも聞けるんですかね。これ法令上聞けるんですかね。
委	員	地方公共団体その他の者に対して。
会	長	その他の者に対しては、電気・ガスとかですね。NHKも。
委	員	こちらが聞くのは勝手ですけど、あちらが教えるかはまた別の問題ですね。
委	員	全体の整合性を取るのが難しいですね。
委	員	この10条1項を見ますとね、担当者の話は1項だったら明示だと思うんですけど。3項は 諮問審議。
委	員	1項も3項も文言を見ると、所有者等に関するものというのは、水道の利用状況というのは入ってるのかな。
委	員	3項は情報の提供を求めることができるという話、それに対して1項は情報についての内部で利用することができるという。いまここで言っているのは目的外利用をする話であって、情報提供を受ける話ではないので、だからそうすると10条1項に関しては法令上のものということなんですよね。
委	員	10条1項に書いてある「氏名その他の空き家等の所有者等に関するもの」、ものというのは情報って意味ですよね。この情報の中には水道の利用状況は入っているという意味なんですかね。

会	튽	入ってるんじゃないんですかね。市役所内部で持ってる情報っていうことから、そういうも の含まれるんじゃないですかね。関する情報ですからね。
会	長	ということで52号に関しても、他に知り得ない場合に限りという形の条件を付けたうえで、目的外利用を認めるというのと、先ほども申しましたように、本人通知に関しては、水道課から得た情報であるということを付記することで答申案とすることでいかがでしょうか。
委	員	はい。
会	長	では事務局からはその他何かありますか。
事務	局	次回の開催は、2月10日とさせていただいております。
会	長	それでは、以上をもちまして第57回川西市個人情報保護審議会を閉会させていただきます。